

柏市自立支援協議会の手引き

令和 6 年 7 月改定

柏市自立支援協議会

目 次

1	柏市自立支援協議会とは.....	1
2	柏市自立支援協議会の経過.....	1
3	協議会の役割.....	2
4	協議会の体制.....	2
5	全体会及び運営会議の概要.....	4
	（1）全体会.....	4
	（2）運営会議.....	4
	（3）部会の運営委託.....	5
6	部会の概要.....	6
	（1）相談支援部会.....	6
	（2）くらし部会.....	7
	（3）はたらく部会.....	8
	（4）こども部会.....	9
7	協議会と基幹相談支援センター.....	10
8	協議会と関係機関.....	11
	（1）権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会.....	11
	（2）障害者差別解消支援地域協議会.....	12
	（3）障害児等医療的ケア支援連絡会.....	13
	（4）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議.....	14
	（5）地域生活支援拠点運営協議会.....	15

1 柏市自立支援協議会とは

柏市自立支援協議会（以下「協議会」）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」）」第89条の3に基づき、柏市における相談支援事業をはじめとする地域における障害者への支援体制の整備について中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置されています。

《参考：障害者総合支援法 条文抜粋》

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

2 柏市自立支援協議会の経過

協議会は平成19年の4月に柏市、流山市、我孫子市の3市共同で設置され、平成21年の6月からは柏市単独で発足しました。専門部会はその時々課題を踏まえ、これまでに何度か再編されてきた経過があります。

《協議会と専門部会の経過》

平成19年4月	柏市、流山市、我孫子市の3市共同で設置（運営は地域生活支援センターあいネット）
平成21年6月	柏市単独で設置（6月に発足式） 専門部会：まちづくり、はたらく、相談支援、くらし
平成22年度	専門部会：相談支援、はたらく、こども
平成25年度	専門部会：相談支援、はたらく、こども、権利擁護
平成29年度	専門部会：相談支援、はたらく、こども、くらし

※平成29年度から、権利擁護部会は「障害者権利擁護ネットワーク会議」に名称を改め（令和3年度からは「権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会」に改称）、協議会外の位置付けで「障害者差別解消支援地域協議会」と一体的に活動しています。

3 協議会の役割

協議会の役割は、柏市自立支援協議会運営要領第2条において、次のように規定されています。

協議会は、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を計画的に進めるほか、次の役割を担うこととする。

- ① 柏市の障害福祉計画策定に対し、意見を述べること
- ② サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上を図るための体制の構築
- ③ 地域移行のネットワーク強化や社会資源の開発
- ④ 虐待防止、権利擁護、差別解消、医療的ケア支援、精神障害者の地域生活支援、地域生活支援拠点の運営等の障害者（児）の支援体制構築に取り組む関係機関との連携
- ⑤ その他協議会の目的を達成するために必要なこと

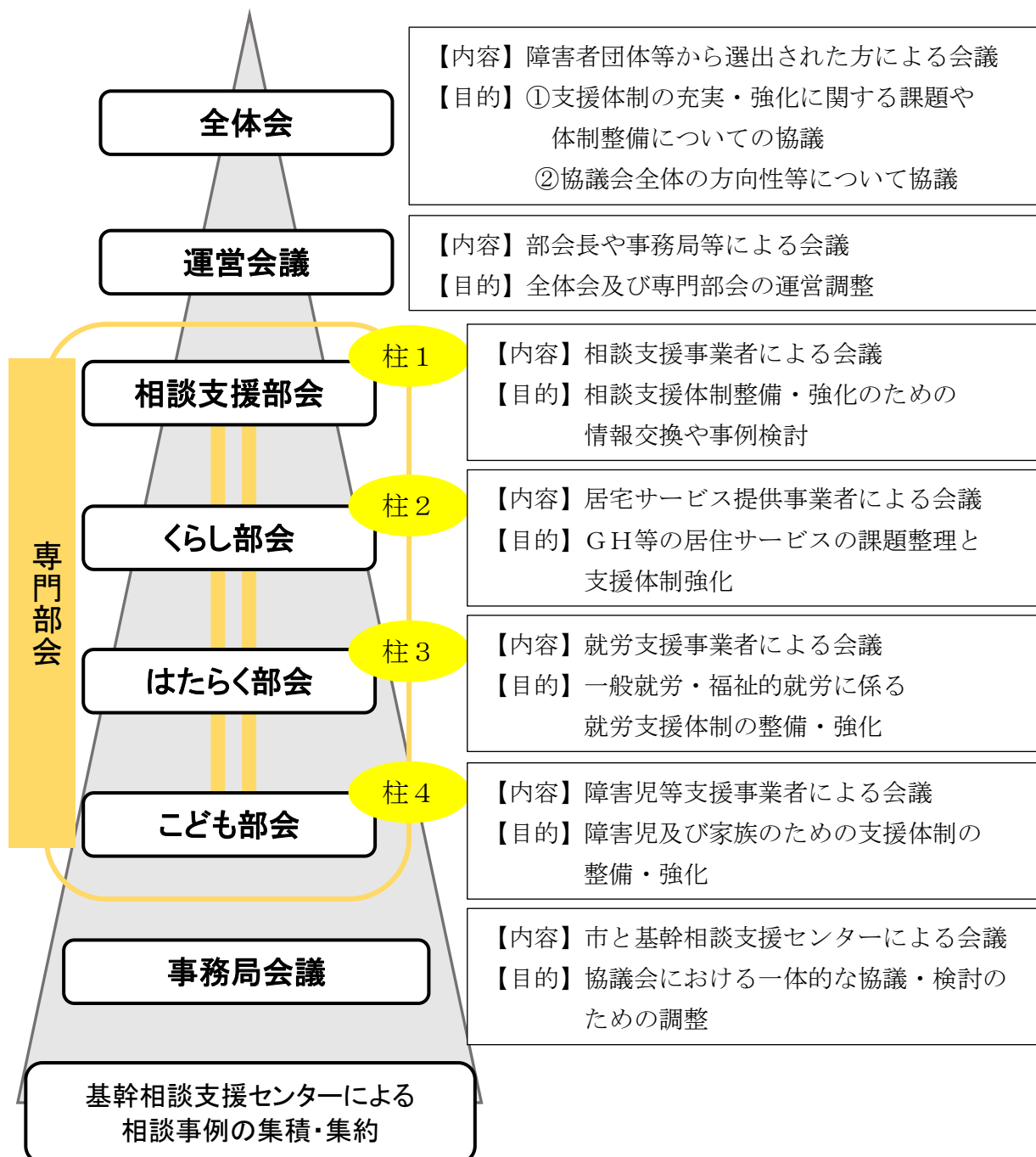
4 協議会の体制

協議会は、幅広い関係者のネットワークを構築し、課題の分野ごとに整理して取組を進めていくために、「全体会」「運営会議」「専門部会」の3つの体制で構成されています。また、各会議体を一体的に運営するための「事務局会議」を適宜開催します。

組織		役割
全体会		◇協議会の活動方針、活動計画及び専門部会の設置等について協議 ◇障害者等への支援体制に関する課題、体制整備について協議 ◇専門部会の活動報告を受ける
運営会議		◇全体会及び専門部会に提供する課題や情報の整理 ◇専門部会から抽出された課題があったときは事前に協議 ◇障害者計画策定部会
専門部会	①相談支援部会 ②はたらく部会 ③こども部会 ④くらし部会	◇全体会から提案された課題について必要な情報収集、調査研究を行う ◇課題解決を図るための協議、事業及び研修等
事務局会議		◇全体会から専門部会まで、一体的な協議・検討ができるように調整を図る ◇地域課題抽出から検討、解決を図るための協議

柏市自立支援協議会 組織図

- 1 ノーマライゼーションかしわプラン2024の重点目標を核とし、重点施策の実現に向け、地域における支援体制を整備する
- 2 個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域のサービス基盤の整備を計画的に進める
- 3 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上を図るための体制の構築を図る
- 4 地域移行・地域定着のためのネットワーク強化や社会資源の開発を進める
- 5 障害者の支援体制構築に取り組む関係機関との連携を図る



5 全体会及び運営会議の概要

(1) 全体会

全体会委員は当事者参画を促すため、会長と副会長のいずれかは「当事者」という取り決めがあります。

市内の全ての障害者団体が参画し、障害者団体の他に会長の推薦等による当事者委員の枠があります。そのため、全体会委員の約半分は「当事者」もしくは「当事者団体の代表」となっています。

《全体会委員》

柏市手をつなぐ育成会	運	柏市地域生活支援拠点運営協議会	運
柏市肢体不自由児(者)を育てる会		相談支援部会	運
柏市視覚障害者協会	運	こども部会	運
柏市聴覚障害者協会		はたらく部会	運
精神障害者家族会よつば会		くらし部会	運
柏市自閉症協会		かしわ障害者をむすぶ会	
東葛菜の花高次脳機能障害者と家族の会		千葉県立柏特別支援学校	
NPO 千葉県中途失聴者・難聴者協会		柏市障害者施設連絡協議会	
障害児等医療的ケア支援連絡会		当事者委員(上記団体以外)	運
障害者権利擁護ネットワーク会議			

(2) 運営会議

運営会議は、会長、副会長、各部会の部会長等、当事者委員、当事者家族委員で構成され、事務局として委託支援事業所が参加しています（上表で「運」がついているのが、運営会議の委員です）。

運営会議は、全体会開催の概ね2週間前に開催し、全体会の議題の整理や進行の確認を行います。

柏市の障害者計画に対して意見を求める機会を強化するため、平成25年度から運営会議を「計画策定部会」に位置づけ、全体会が開催されない時期に障害者計画策定に係る意見集約が必要な場合に開催されています。

(3) 部会の運営委託

平成29年4月に地域生活支援拠点あおばが設置されました。地域生活支援拠点あおばには相談支援部門として地域生活相談センターシャルが設置されていますが、平成30年度から市が担っている基幹相談支援センター機能の一部を地域生活相談センターシャルに移行しました。

平成29年度からは協議会のうち相談支援部会の運営を委託しました。平成30年度からは、こども部会、くらし部会及びはたらく部会の運営も併せて地域生活相談センターシャルに委託しました。

《柏市委託相談支援事業所》

事業所	所在地	TEL&FAX
地域生活相談センターシャル	柏市高田三勢 1087-5 地域生活支援拠点あおば	TEL 04-7126-0127 FAX 04-7197-5190
たんぽぽセンター	柏市柏下 93-2 地域生活支援拠点たんぽぽ	TEL 04-7160-1239 FAX 04-7136-1563
サポートセンター沼南	柏市大津ヶ丘 2-19-5 地域生活支援拠点しょうなん	TEL 04-7191-3391 FAX 04-7191-2400
ぶるーむの風 相談室	柏市中原 1817-1 地域生活支援拠点ぶるーむの風	TEL 04-7128-4135 FAX 04-7128-4136
権利擁護あさひ (令和6年9月末まで)	柏市篠籠田 1401-89 いちごハイム1階	TEL 04-7140-1890 FAX 04-7140-1891

(4) 事務局会議の実施

令和4年12月の障害者総合支援法改正により、支援体制の検討に関する情報共有のみを規定していた同法第89条の3第2項において、協議会を通じた「地域づくり」において「個から地域へ」の取組が重要であることが明確化されました。期待される役割を果たしていくためには、支援体制整備の協議を行う全体会から、それぞれの分野において検討を行う専門部会までを有機的に連動させていく必要があります。

そのため、地域における相談支援の中核的な役割を担い、専門部会の運営を委託する基幹相談支援センターとの連携を強化し、全体会から専門部会まで一体的な協議ができるよう調整を図る機会として、令和6年度から事務局会議を実施します。

6 部会の概要

(1) 相談支援部会

	内容	委員
相談支援部会	柏市における相談支援体制のあり方を協議	下表を参照
相談支援連絡会	サービス等利用計画，障害児支援利用計画を作成する指定相談支援事業所のスキルアップ	市内指定相談支援事業所

《相談支援部会委員》

地域生活相談センターシャル(柏市委託相談)
たんぽぽセンター(柏市委託相談)
サポートセンター沼南(柏市委託相談)
権利擁護あさひ(柏市委託相談)
ぶるーむの風相談室 (柏市委託相談)
相談支援 BEST(指定相談支援事業所代表)
音の音(指定相談支援事業所代表)
相談支援事業所ほたる (指定相談支援事業所代表)
柏市視覚障害者協会 (当事者団体)
柏市手をつなぐ育成会 (当事者団体)
柏市地域生活支援センターあいネット
障害福祉課

(2) くらし部会

	内容	委員
くらし部会	柏市における障害者の様々な暮らし方を支えるサービスのあり方について協議	下表参照
グループホーム等連絡会	居住サービスを提供する市内のグループホーム等のネットワーク会議	市内グループホーム・知的障害者生活ホーム・入所施設等
居宅支援連絡会	在宅生活を送る障害者を支援する居宅介護事業所等のネットワーク会議	市内の居宅介護事業所等

《くらし部会委員》

柏市手をつなぐ育成会
柏市肢体不自由児(者)を育てる会
東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」
社会福祉法人桐友学園 沼南育成園
社会福祉法人彩会 ぽちぽちいこか
社会福祉法人ぶるーむ
社会福祉法人いづみ
社会福祉法人高柳福祉会
社会福祉法人生活クラブ
社会福祉法人よつば
社会福祉法人緑の会
社会福祉法人青葉会
社会福祉法人ワーナーホーム
NPO 法人カモミール
NPO 法人わたぼうし
NPO 法人ピアセンターあかり
障害福祉課

(3) はたらく部会

	内容	委員
はたらく部会	障害者の就労支援体制の検討や課題等について検討	下表①参照
一般就労連絡会	障害者の雇用促進を進めるための意見交換や課題等について検討	下表②参照
福祉的就労連絡会	障害者施設の工賃向上に向けた意見交換や課題等について検討	下表③参照

《①はたらく部会委員》

障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏	柏メンタルクリニック
LITALICOワークス柏西口	レクサ
松戸公共職業安定所	ひまわり園
柏商工会議所	かるのこ
柏市沼南商工会	わたげワークス
WITH US	柏市手をつなぐ育成会
千葉県立東葛の森特別支援学校	障害福祉課
ディーキャリアワーク柏スタジオ	

《②一般就労連絡会委員》

障害者就業・生活支援センター ビック・ハート柏	千葉県立湖北特別支援学校
千葉県立柏特別支援学校流山分教室	千葉県立東葛の森特別支援学校
松戸公共職業安定所	あいネット就労準備支援室
柏メンタルクリニック	かしわ地域若者サポートステーション
柏駅前なかやまメンタルクリニック	他市内就労移行支援事業所 17 か所
障害福祉課	

《③福祉的就労連絡会委員》

千葉県立柏特別支援学校流山分教室	千葉県立湖北特別支援学校
千葉県立つくし特別支援学校	千葉県立東葛の森特別支援学校
他市内就労継続支援A型事業所 10 か所	他市内就労継続支援B型事業所 31 か所
障害福祉課	

(4) こども部会

	内容	委員
こども部会	柏市における障害児支援のあり方について協議	下表①参照
早期支援担当者会議	柏市における早期発見・早期支援のあり方の協議や関係機関のネットワークを構築(柏市こども発達センターが事務局) 「こどもの成長と支援の記録をライフステージの変化に対応して引き継ぐ」ための「柏市版ライフサポートブック」を活用した支援	下表②参照
放課後等デイサービス連絡会	市内の障害児通所支援事業者によるネットワーク会議	市内指定放課後等デイサービス事業所
児童発達支援事業所連絡会	市内の児童発達支援事業者によるネットワーク会議	市内指定児童発達支援事業所

《①こども部会委員》

社会福祉法人青葉会 リトルペガサス	千葉県立柏特別支援学校
柏市肢体不自由児(者)を育てる会	千葉県立つくし特別支援学校
NPO 法人 te-tte Tonerico	児童生徒課
柏市自閉症協会	柏市こども発達センター／キッズルーム
桐友学園	こども相談センター
たんぽぽセンター	保育運営課
社会福祉法人ぶるーむ	地域保健課
いもむし(放課後等デイサービス代表)	そら(放課後等デイサービス代表)
のぞみ(放課後等デイサービス代表)	まあち(児童発達支援代表)
ひだまりっこα(児童発達支援代表)	障害福祉課

《②早期支援担当者会議委員》

社会福祉法人青葉会 リトルペガサス	学童保育課
桐友学園／こども療育センターきりとも	地域保健課
豊四季光風園	保育運営課
千葉県立柏特別支援学校	柏市こども発達センター
児童生徒課	

7 協議会と基幹相談支援センター

基幹相談支援センター（以下「基幹センター」）は、障害者総合支援法第77条の2に基づいて市町村が設置できる、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省要綱）では、基幹センターの機能について以下のとおり規定しています。

①総合的・専門的な相談支援の実施

②地域の相談支援体制の強化の取組

- ◆地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援
- ◆地域の相談支援事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言
- ◆研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む）

③自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

平成26年4月に柏市は基幹センターとして障害者相談支援室を設置し、協議会の事務局も含めてその機能を担ってきました。

平成29年4月に柏市で最初の地域生活支援拠点（運営法人：社会福祉法人青葉会）が設置されており、平成30年度からその相談支援部門である地域生活相談センターシャルに基幹センターの機能を移行するとともに、専門的な人材の確保・養成、協議会専門部会の運営を合わせて行っています。

また、地域の相談支援体制の強化を促進するため、令和6年4月より新たに社会福祉法人桐友学園サポートセンター沼南も基幹センターとして位置付けました。

8 協議会と関係機関

(1) 権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会

権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会は、平成28年度までは協議会の権利擁護部会として、障害者の権利擁護に関する関係機関を中心に、障害者虐待防止のネットワーク作り、権利擁護に関する課題の整理、事業所関係者及び市民に対する研修・啓発活動を行ってきました。

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「差別解消法」）が施行され、柏市においても障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」）が設置されてからは、権利擁護と差別解消の関連が深く、構成委員も重複が多いため権利擁護部会と地域協議会を同日に開催してきました。

平成29年度の協議会の部会再編により、権利擁護部会から障害者権利擁護ネットワーク会議に名称を変え、協議会外の位置付けで活動を行っていましたが、権利擁護支援の体制について、より効果的・効率的な連携体制を構築するため、令和3年度からは権利擁護ネットワークの障害者部会に位置付け、「権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会」に名称を改めて活動し、地域協議会とともにその活動状況を全体会の報告事項とするなど、協議会と連携しています。

《権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会委員》

筑波大学大学院(有識者)		柏市地域生活支援センターあいネット	コ
リーガルサポート千葉(司法書士)		サポートセンター沼南	
東葛総合法律事務所(弁護士)		柏人権擁護委員協議会(法務局)	
東葛飾障害者相談センター	コ	柏市障害者施設連絡協議会(沼南育成園)	
かしわ福祉権利擁護センター	コ	柏警察署生活安全課	
地域生活相談センターシャル		かしわ障害者をむすぶ会	
柏市手をつなぐ育成会	コ	たんぼぼセンター	コ
精神障害者家族会よつば会		千葉県障害者虐待防止アドバイザー	コ
児童生徒課		障害福祉課	

会議の議題の整理や進行の確認等を行うために、コアメンバー会議を開催しています（上表で「コ」がついているのが、コアメンバー会議の委員です）。

(2) 障害者差別解消支援地域協議会

地域協議会は、平成28年4月に差別解消法が施行されたことを受けて同年6月に設置されました。

権利擁護と差別解消の関連が深く、構成委員も重複が多いため、権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会と地域協議会を同日に開催しています。

《障害者差別解消支援地域協議会委員》

筑波大学大学院(有識者)	柏市地域生活支援センターあいネット
リーガルサポート千葉(司法書士)	サポートセンター沼南
東葛総合法律事務所(弁護士)	柏人権擁護委員協議会(法務局)
東葛飾障害者相談センター	柏市障害者施設連絡協議会(沼南育成園)
かしわ福祉権利擁護センター	柏警察署生活安全課
地域生活相談センターシャル	かしわ障害者をむすぶ会
柏市手をつなぐ育成会	たんぽぽセンター
精神障害者家族会よつば会	千葉県障害者虐待防止アドバイザー
児童生徒課	障害福祉課

(3) 障害児等医療的ケア支援連絡会

障害児等医療的ケア支援連絡会は、柏市における医療的ケアを要する障害児者（介護保険対象者を除く）の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図るために、平成26年2月に設置されました。

設置のきっかけは、協議会での「医療的ケアに関する取組を」という意見でしたが、協議会専門部会やワーキングチームでは障害種別に特化した協議会内の取組は困難との考えが強く、協議会外の位置付けで活動することとなりました。

平成28年6月、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、「医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備（関係機関の連携の場の設置等）」が自治体の努力義務になりました。

令和3年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことにより、国や地方公共団体などの医療的ケア児への支援が「努力義務」から「責務」となり、さらなる支援体制の拡充などが求められています。

国が示している連携のイメージ図では、協議会のこども関係の専門部会も例示されており、柏市においてもこども部会との連携が重要となります。

《障害児等医療的ケア支援連絡会委員》

岡田病院(柏市医師会)		社会福祉法人創仁会	
柏市肢体不自由児者を育てる会		千葉県立柏特別支援学校	
社会福祉法人ワナーホーム	コ	千葉県立松戸特別支援学校	
社会福祉法人彩会		児童生徒課	
社会福祉法人ぶるーむ	コ	地域医療推進課	
社会福祉法人緑の会		地域保健課	
生活クラブ風の村 訪問看護ステーション光が丘		こども相談センター	
豊四季訪問看護ステーション		保育運営課	
訪問看護ステーションしおり		柏市こども発達センター	
社会福祉法人青葉会		柏市小中学校校長会	
障害福祉課	コ		

会議の議題の整理や進行の確認等を行うために、コアメンバー会議を開催しています(上表で「コ」がついているのが、コアメンバー会議の委員です)。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議は、医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムの構築を目指すため、平成31年2月に設置されました。

たんぼぼセンターが千葉県からの委託を受け、柏市と共同して代表者会議と実務者会議を実施し、地域包括ケアシステム構築に向けて関係機関と連携した情報共有や課題の分析・整理などを行ってきました。

令和2年度までは協議会の相談支援部会の一部として位置づけ、協議を行ってききましたが、千葉県から柏市に事業が移行したことに伴い、令和3年度からは協議会外の位置づけとし、関係者の更なる連携強化を図り、より具体的な支援策の検討を行うとともに、引き続き協議会との連携を図っていきます。

《精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議 実務者委員》

初石病院		
手賀沼病院		
柏駅前なかやまメンタルクリニック		
柏市訪問看護ステーション連絡会		
柏市社会福祉協議会		
柏市相談支援部会		
地域生活相談センターシャル(柏市委託相談)		
たんぼぼセンター(柏市委託相談)		
サポートセンター沼南(柏市委託相談)		
権利擁護あさひ(柏市委託相談)		
ぶるーむの風相談室 (柏市委託相談)		
一般社団法人 LeaLea Pilina (指定相談支援事業所代表)		
柏市地域包括支援センター		
柏市地域生活支援センターあいネット		
ピアサポーター		
保健予防課	福祉政策課	地域包括支援課
生活支援課	障害福祉課	

(5) 地域生活支援拠点運営協議会

地域生活支援拠点運営協議会は、柏市に暮らす障害者等が地域で安心して生活できる環境の推進を図り、ノーマライゼーションかしわプランを推進することを目的とした柏市地域生活支援拠点の円滑かつ適正な推進について検討するため、平成29年8月に設置されました。

柏市では、平成29年4月に「地域生活支援拠点あおば」、同年11月に「地域生活支援拠点たんぽぽ」、平成30年4月に「地域生活支援拠点しょうなん」、平成31年4月に「地域生活支援拠点ぶるーむの風」が開設されています。

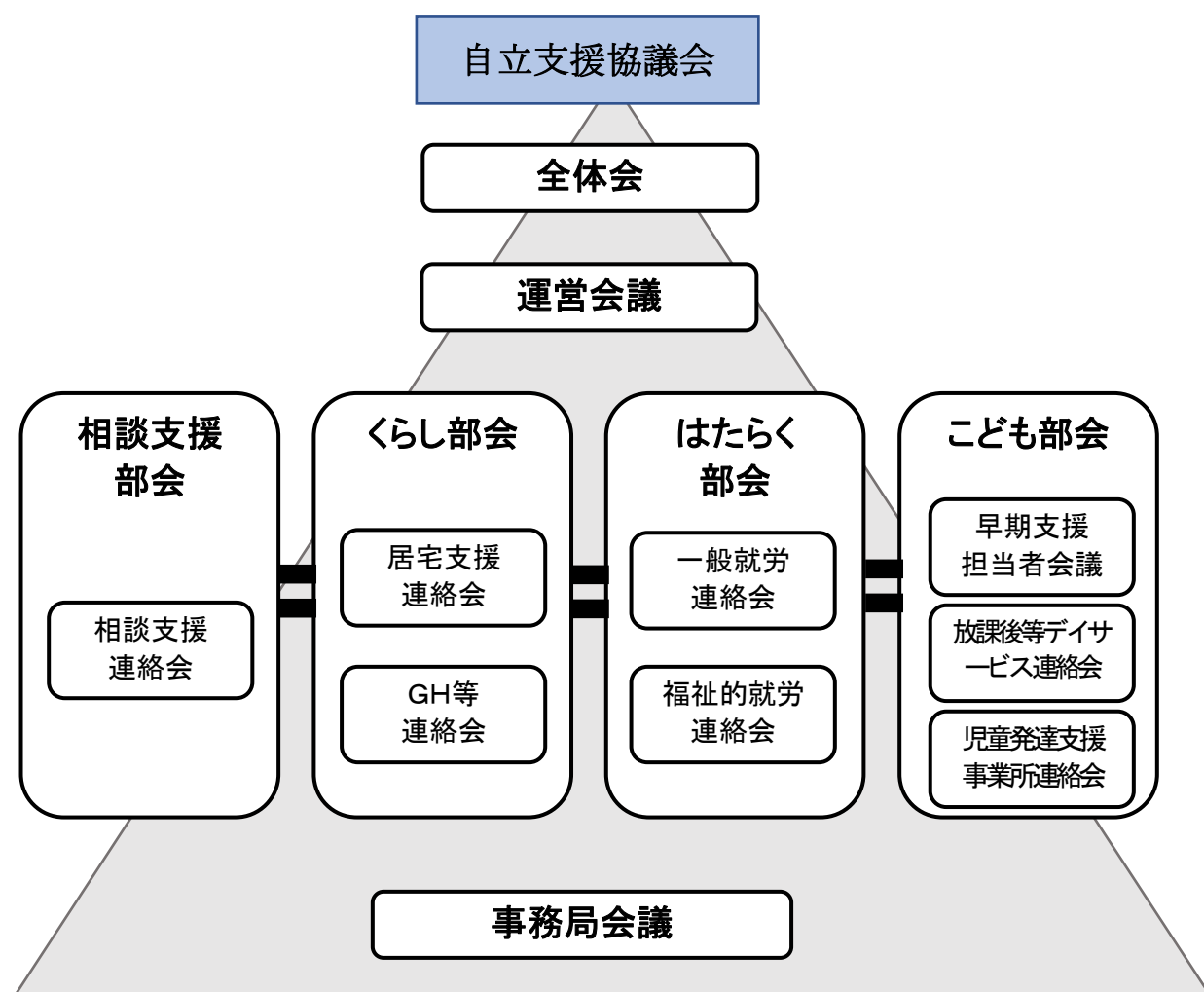
地域生活支援拠点（以下「拠点」）は、障害者および障害児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態への対応を図ることを期待されています。

拠点の主な機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりが挙げられます。地域生活支援拠点運営協議会において、この5つの機能をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、地域においてどのような体制を構築するか等、本市が目指すべき拠点の事業内容を検討することが重要となります。

《地域生活支援拠点運営協議会委員》

相談支援部会代表	拠点設置者（社会福祉法人 青葉会）
くらし部会代表	拠点設置者（社会福祉法人 ワーナーホーム）
はたらく部会代表	拠点設置者（社会福祉法人 桐友学園）
こども部会代表	拠点設置者（社会福祉法人 ぶるーむ）
当事者団体代表	障害福祉課

全体図



【自立支援協議会の関係機関】

権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会

障害者差別解消支援地域協議会

障害児等医療的ケア支援連絡会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

地域生活支援拠点運営協議会